資料２－２－３

令和５年７月２４日　風力部会資料

（仮称）つがる南第２風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要と当社の見解

令和５年４月

株式会社新エネルギー技術研究所

目　次

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１．環境影響評価方法書の公告及び縦覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（１）公告の日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）公告の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（３）縦覧場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（４）縦覧期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（５）縦覧者数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．環境影響評価方法書についての説明会の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（１）公告の日及び公告方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（２）開催日時、開催場所及び来場者数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３．環境影響評価方法書についての意見の把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（１）意見書の提出期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（２）意見書の提出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（３）意見書の提出状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と
当社の見解　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

１．環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第７条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して１か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

（１）公告の日

令和５年２月 14 日（火曜日）

（２）公告の方法

①日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和５年２月 14 日（火曜日）付　東奥日報　朝刊 27 面（別紙１参照）

②上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・自治体の広報誌へ掲載した。（別紙２参照）

広報つがる 2023.２月号

③インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・株式会社新エネルギー技術研究所　ウェブサイト（別紙３）

http://www.reetech.co.jp

また、以下のウェブサイトに情報が掲載された。

・青森県のウェブサイト（別紙４参照）

（３）縦覧場所

自治体庁舎１か所で縦覧を実施した。

・つがる市役所地域創生課（つがる市木造若緑 61-1）

（４）縦覧期間

令和５年２月 14 日（火）から令和５年３月 15 日（水）までとした。

平日の８時 30 分から 17 時 15 分（閉庁日を除く）とした。

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

（５）縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函及び意見書の郵送）は２名であった。

２．環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第７条の２の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

（１）公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙１、別紙２参照）

（２）開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

１．開催日時：令和５年２月 25 日（土）10 時～11 時 30 分

開催場所：つがる市松の館会議室Ｂ

来場者数：２名

２．開催日時：令和５年２月 25 日（土）18 時～19 時 30 分

開催場所：つがる市松の館会議室Ｂ

来場者数：０名

３．環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第８条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

（１）意見書の提出期間

令和５年２月 14 日（火）から３月 30 日（木）までの期間

（郵送の受け付けは当日消印まで有効とした。）

（２）意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙５参照）

② 当社への書面の郵送またはFAX

（３）意見の提出状況

２名の方から４件の意見が提出された。

第２章　環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解

「環境影響評価法」第８条及び第９条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

表 2-1(1)　環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

No.	一般の意見	当社の見解
1	鳥類調査については、猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類等が網羅されており、異存はありません。 対象地域は、日本におけるガン・カモ・ハクチョウ類の春の主要な渡りルートとなっています（ガン 10 万羽、カモ類 10 万羽、ハクチョウ類 1 万羽以上と推測）が、渡り期間は雪解け時期の 1～2 週間程度と短いことから、時期を逃さず調査していただくことを期待いたします。	ガン・カモ・ハクチョウ類の春の北帰行調査を実施する際は、渡りのピーク時期を逃さずに実施します。
2	また、チュウヒに着目して、えさとなるネズミ類の生息状況まで調査する点は、とてもよいことだと考えます。 調査の結果、非常にすばらしいデータを得られると思われますので、願わくは、調査結果を拝見させていただければ幸いです。	ご意見ありがとうございます。 また、調査結果については、今後作成する準備書において、重要種に関する位置情報を除いて、公開させていただきます。
3	図 3.2-5 より対象事業実施区域を西側部を A、中央部を B、北側部を C とすると A の北西部、B の東南部、C の西部と南東部に保安林が存在する。 当地域の保安林にはフクロウ、トラフズク、コノハズク等のフクロウ類、湖沼近くの保安林には、サシバ、オオタカ等、タカ類の繁殖例がある。 保安林は多く鳥獣の移動、渡り時の大動脈となる。そこで事業実施予定地付近の保安林について鳥類生息実態調査を行い、季節的利用状況を知る必要がある。	鳥類の現地調査においては、ご指摘の保安林について季節ごとの利用状況を把握すべく、調査を実施します。

表 2-1(2)　環境影響評価方法書について提出された意見と当社の見解

No.	一般の意見	当社の見解
4	なお、事業地周辺は砂地、湿地、防風林、湖沼が多くカシワ・ササ群落が優占する生態系豊かな地域である。湿地、湖沼にはカモ類、サギ類、カワウ、オオバン、カンムリカイツブリ、シギ・チドリ類、各種昆虫類、両生類が目立ち、これらを食すタカ類、ハヤブサ類も出現する。草地にはコジュリン、コヨシキリ、ウグイスが生息し、夏季にはこれらに卵を預けるカッコウ、ホトトギスが多い。 こうした生態系豊かな地域の環境保全には上記の保安林保全が欠かせない。保安林保全の手法を環境影響予測・評価で説明できるようにしていただきたい。	ご指摘の保安林については、事業を進めていく際は、改変を回避します。

（別紙 1）

〇日刊新聞紙による公告

東奥日報（令和 5 年 2 月 14 日（火））

お知らせ

環境影響評価法に基づき「つがる南第2風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

令和五年二月十四日

株式会社新エネルギー技術研究所
代表取締役　盛高　健太郎

【事業者の氏名及び住所】
名　称　株式会社新エネルギー技術研究所
代表者　代表取締役　盛高　健太郎
住　所　東京都中央区東日本橋二ー十六ー四

【対象事業の名称、種類及び規模】
名　称　つがる南第2風力発電事業
種　類　風力（陸上）
規　模　風力発電所総出力　二万九千三百九十キロワット
　　　　風力発電機の台数　七台

【対象事業実施区域】
青森県つがる市木造出来島及び木造吹原地内

【関係地域の範囲】
青森県つがる市

【縦覧及び意見書について】
一、縦覧の場所
　青森県つがる市　総務部　地域創生課
二、縦覧期間
　令和五年二月十四日（火）から令和五年三月十五日（水）まで
　（但し、つがる市役所の閉庁日である土、日、祝日は除きます。）
三、縦覧時間
　午前八時三十分から午後五時十五分まで
四、ホームページでの公表
　次のウェブサイト（http://www.reetech.co.jp）で令和五年二月十四日（火）から令和五年三月十五日（水）まで環境影響評価方法書をご覧いただけます。
五、意見書の提出
　「環境影響評価方法書」について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に意見書を郵送又はFAXしていただくか、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函ください。また方法書説明会においても意見を受け付けます。
六、意見書の記載事項
　・氏名及び住所（法人その他団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
　・方法書についての環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）
七、意見書の提出期限
　令和五年三月三十日（木）午後五時十五分まで
八、意見書の提出先
　〒一〇三ー〇〇〇四　東京都中央区東日本橋二ー十六ー四
　株式会社新エネルギー技術研究所
　FAX　〇三ー五二八九ー〇七一一

【説明会を開催する日時及び場所】
開催日時　令和五年二月二十五日（土）
　一回目　午前十時〜十一時三十分
　二回目　午後六時〜七時三十分
　※一回目と二回目は同一の説明内容です。
開催場所　つがる市生涯学習交流センター「松の館」会議室B

（お知らせへのお問い合わせ先）
株式会社新エネルギー技術研究所
（担当　山浦）電話〇三ー五二八九ー〇七一〇

（別紙2）

○自治体広報によるお知らせ

広報つがる2023. 2月号

人権擁護委員に　　氏

（木造）が、法務大臣から人権擁護委員として再任されました。

任期は、令和５年１月１日から令和７年12月31日までです。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受けて問題解決のお手伝いをするほか、啓発活動や人権教室を開催するなど、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような活動をしています。人権相談は無料で秘密は守られますので、安心してご利用ください。

【問い合わせ先】市民課　電話42-2111（内線266）

1月号の訂正

広報つがる１月号14ページ「民生委員・児童委員を紹介します」の中で委員の電話番号に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。

皆さまにご迷惑をおかけしましたことをおわびするとともに、ここに訂正させていただきます。

担当地区		氏　名	電話番号
木造地区	吉岡・下木造		
森田地区	森田		
稲垣地区	千年・再賀		

つがる南第２風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧

▼事業者の氏名および住所：株式会社新エネルギー技術研究所　代表取締役　盛高健太郎（東京都中央区東日本橋2-16-4）

▼事業の名称、種類および規模：つがる南第２風力発電事業、風力（陸上）、風力発電所総出力2万9,390㌔、風力発電機７台

▼事業実施区域：木造出来島および木造吹原地内（関係地域の範囲：つがる市）

▼縦覧および意見書について

①縦覧の場所：地域創生課

②縦覧期間：２月14日(火)～３月15日(水)各日８時30分～17時15分(閉庁日を除く)

※2月14日(火)から3月15日(水)まで、新エネルギー技術研究所ホームページ（http://www.reetech.co.jp）でもご覧いただけます。

③意見書の提出：環境影響評価方法書について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、氏名および住所（法人その他団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）を記入の上、３月30日(木)までに、事業者宛に意見書を郵送またはFAXしていただくか、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函ください。説明会でも意見を受け付けます。

▼説明会開催日時および場所：２月25日(土)、１回目10時～11時30分、２回目18時～19時30分（１回目と２回目は同一の説明内容）。松の館会議室Ｂ

【意見書提出先・問い合わせ先】
㈱新エネルギー技術研究所（担当：山浦）
〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-16-4　電話03-5289-0710
FAX03-5289-0711
市役所地域創生課
電話42-2111（内線353）

老人福祉計画および介護保険事業計画策定委員会委員を募集します

市では、令和６年度以降の老人福祉計画および第９期介護保険事業計画を策定するにあたり、広く市民の皆さまの意見を反映させるため、一部委員（３人程度）を募集します。

▼**応募資格**：市内に在住し、40歳以上で平日の会議に出席できる方（２時間程度の会議を年５回程度開催）

▼**任期**：委嘱した日～令和６年３月31日

▼**応募方法**：封書にて次の①～⑥を記入し、ご応募ください。①住所　②氏名　③生年月日　④職業　⑤電話番号　⑥申し込みの動機および自己紹介（簡潔に）

▼**送付先**：〒038-3192つがる市木造若緑61-1つがる市役所介護課介護保険係

▼**応募締切**：３月10日(金)※当日必着

▼**その他**：選考結果は後日、本人に郵送します。

【申し込み・問い合わせ先】
介護課　電話42-2111（内線235）

つがる市総合体育館の指定管理者が決定

令和５年４月１日から令和10年３月31日までの５年間、以下の団体がつがる市総合体育館（木造若緑64番地）を管理運営しますのでお知らせします。

▼**指定管理者**：共同事業体Tsugaruまちづくりパートナーズ

- 代表団体および所在地：コナミスポーツ株式会社/東京都品川区東品川四丁目10-1
- 構成団体および所在地：株式会社つがる総合商社/つがる市森田町床舞猿沢９-40、株式会社サン・コーポレーション/五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-18

【問い合わせ先】社会教育スポーツ課　電話49-1200

（別紙3）

○インターネットによるお知らせ

株式会社新エネルギー技術研究所ウェブサイト

Reetech 株式会社 新エネルギー技術研究所

ホーム　会社概要　事業内容　お知らせ　お問い合わせ

株式会社 新エネルギー技術研究所 > お知らせ > (仮称)つがる南第2風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

メニュー

- ホーム
- 会社概要
- 事業内容
- お知らせ
- お問い合わせ

(仮称)つがる南第2風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

令和5年 2月 14日
株式会社新エネルギー技術研究所

(仮称)つがる南第２風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)つがる南第２風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を、経済産業大臣に届け出ましたので、これを公表いたします。

【事業計画の概要】
事業名称　(仮称)つがる南第２風力発電事業
種　類　風力（陸上）
規　模　風力発電所総出力　最大29,390キロワット
風力発電機の台数　最大7台
実施区域　青森県つがる市木造出来島及び木造吹原地内
関係地域の範囲　青森県つがる市

【方法書の縦覧について】
縦覧場所　青森県つがる市役所　総務部 地域創生課
縦覧期間　令和5年2月14日(火)～令和5年3月15日(水)※つがる市役所の閉庁日(土･日･祝)を除く
縦覧時間　午前8時30分～午後5時15分

インターネットによる縦覧
令和5年2月14日(火)～令和5年3月15日(水)までご覧いただけます。

なお、本書の著作権は、株式会社新エネルギー技術研究所に帰属します。
著作権者の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの
掲載等を行うことを禁止します。

表紙・目次
第1章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章　対象事業の目的及び内容
第3章　対象事業実施区域及びその周囲の概況
第4章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第5章　環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
巻末資料
要約書

【意見書の提出について】
方法書について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に意見書を郵送又はFAXしていただくか縦覧場所に備え付けてあります意見箱にご投函ください。

意見書ご記入の際は、日本語により、意見の理由を含めて記載してください。
また、住民説明会においてもご意見を受け付けます。

意見書はこちら

記載事項
・氏名及び住所（法人その他団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・方法書についての環境保全の見地からの意見

提出期限 令和5年3月30日(木) 午後5時15分
送付先 〒103-0004
東京都中央区東日本橋2-16-4
株式会社新エネルギー技術研究所
FAX 03-5289-0711

【住民説明会の実施について】
以下の日程にて、説明会を実施いたします。

開催日時 令和5年2月25日（土）
1回目　午前10時～午前11時30分
2回目　午後6時～午後7時30分
なお、1回目と2回目は同一の説明内容です。

開催場所 つがる市 生涯学習交流センター「松の館」　会議室B

【問い合わせ先】
株式会社新エネルギー技術研究所
103-0004　東京都中央区東日本橋2-16-4
TEL：03-5289-0710（土･日･祝日を除く、午前10時～午後5時まで）
担当：山浦

カテゴリー: お知らせ | ただいまコメントは受け付けていません。 | 2023年2月14日
編集

Copyright © 株式会社 新エネルギー技術研究所 All Rights Reserved.

（別紙4）

○インターネットによるお知らせ

青森県ウェブサイト

現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境生活部 > 環境保全課 > （仮称）つがる南第２風力発電事業（環境影響評価手続状況）

関連分野： 環境・エコ

更新日付：2023年2月20日　環境保全課

（仮称）つがる南第２風力発電事業（環境影響評価手続状況）

事業名	（仮称）つがる南第２風力発電事業
事業者	株式会社新エネルギー技術研究所
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：29,390kW
対象事業実施区域	青森県つがる市木造出来島及び木造吹原地内
関係地域	青森県つがる市
方法書	公告：令和5年2月14日 縦覧：令和5年2月14日～3月15日 （縦覧場所）つがる市役所 総務部 地域創生課 （電子縦覧）事業者のホームページはこちらです 説明会の開催：令和5年2月25日 つがる市生涯学習センター「松の館」会議室B 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
準備書	公告： 縦覧： 説明会の開催： 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
評価書	公告・縦覧：
事後調査等報告書	提出： 公告・縦覧：

関連ページ

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課　水・大気環境グループ
電話：017-734-9242　FAX：017-734-8081

お問い合わせ　このページを印刷する

（別紙5）

○ご意見記入用紙

つがる南第２風力発電事業　環境影響評価方法書に対する意見書

お　名　前 （法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
ご　住　所 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）	（〒　　－　　） （電話　　－　　－　　）

環境影響評価法第８条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

ご意見の項目	ご　意　見 （日本語によりご意見の理由も含めてご記入ください）
【項目の例】 騒音、低周波音、振動、水の濁り、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等	

注：１．必ずお名前及びご住所の記入をお願いします。なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
　　２．この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別のＡ４用紙に記入してください。

【ご意見の提出方法及び提出先】

縦覧場所に備え付けの「ご意見箱」に投函ください。郵送、FAX による場合は、下記のあて先まで提出期間内にお送りください。

〒103-0004　東京都中央区東日本橋２－１６－４　Ｊプロ東日本橋ビル４階
株式会社新エネルギー技術研究所　　FAX　０３－５２８９－０７１１

【ご意見の提出期間】

令和５年２月 14 日（火）から令和５年３月 30 日（木）　午後５時 15 分まで